

## 審議会等の公募委員になるまでの流れ

登録フォームへアクセスし、必要事項をご記入のうえ、登録してください。

登録いただいた場合

公募委員候補者として名簿へ登録します。名簿へ登録後、市から通知文を送ります。（名簿への登録期間は令和8年4月1日～令和10年3月31日です。）

↓ 名簿への登録

審議会等の委員の改選の際、公募委員候補者名簿をもとに市の担当部署から委員就任を依頼する場合があります。

承諾いただいた場合

公募委員として、審議会等に参加いただきます。

承諾いただけない場合

就任を見送ります。